児童クラブ利用基準

〇児童クラブの利用には、勤務等の証明をする下記のいずれかの書類が必要となります。

保護者(同居家族)の状況	必要な書類	内容・注意点
会社員など被雇用者	・就労証明書	・勤務先での記入が必要です。 ・勤務実態について不明な点は勤務先に問い合わせる場合があります。
自営業	・就労証明書	・就労状況等について、必要に応じて電話または現地確認等を行う場合があります。 ・自営の内容について詳細を記入してください。
農業	・就労証明書	・就労状況等について、必要に応じて電話または現地確認等を行う場合があります。 ・農業の内容について詳細を記入してください。
就学中 (職業訓練所を含む)	・在学証明書 ・学生証(写) ・入学許可証 上記のうちいずれか1つ	・児童の放課後の監護にあたることが困難なことが分かるものを提出してください。
疾病・障害のある方 (看護・介護を含む)	・保育にあたれない証明書 ・医師の診断書(発行から3カ月以内) ・障害者手帳(写)	・児童の放課後の監護にあたることが困難なことが分かるものを提出してください。
求職活動中	・ハローワークの登録票(写)	・一時的な失職にあたる場合が対象になります。 ・最大で3カ月間利用できます。 ・3カ月以内に新たな勤務先の就労証明書を提出してください。
妊娠・出産	・母子手帳 (出産予定日のわかる箇所)	・出産予定日の2カ月、出産後3カ月で安静を要する期間。
育児休業中	・就労証明書	・勤務先での記入が必要です。 ・勤務実態について不明な点は勤務先に問い合わせる場合があります。 ・備考欄に育児休業を取得している旨と復職予定日を記載してください。

その他不明点がありましたら、子育て支援課までお問い合わせください。